

第12日目（6月17日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は、22名であります。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配布した議事日程（第5号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願及び日程第2、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、以上2件を一括議題といたします。2件について、総務文教委員長・寺口友彦君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会審査報告を行います。本委員会は、令和4年6月6日に付託されました事案を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条並びに第143条第1項の規定により報告をいたします。

請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願、採択すべきものと決しました。

請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、これも採択すべきものと決しました。

審査の状況でございます。期日、令和4年6月7日火曜日であります。委員の出席状況は6名、1名欠席でございました。議長からも出席いただきました。

まず、請願第1号でありますけれども、紹介議員の清塚武敏議員から紹介議員として内容を説明していただきました。その後、質疑を行いました、複数の委員からの質疑がございました。質疑が終わった後、討論に入りましたが、討論はなし。その後、採決によりまして出席委員全員の賛成で、採択すべきものと決しました。

それから、請願第2号であります、紹介議員の佐藤剛議員から出席をいただきまして、説明いただきました。その後、質疑を行いました、質疑はございませんでした。討論に入りましたが、討論もございませんでした。採決に入りまして、出席委員全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 緊急事態に関する国会審議を求める請願に関してですが、今、東日本大震災とか、新型コロナウイルスとか、そういう緊急事態に対応ができていないという文章があるのですけれども、緊急事態条項があることで——例えば新型コロナとか東日本大震災のときとか、緊急事態条項があればこういうことができ、市民の生活がより助かったのだよという議論はあったのでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 ただいまのご質問でございますけれども、黒岩議員は傍聴していらっしゃいました。傍聴して聞かれたと思いますけれども、それ以上の質問はございませんでした。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 緊急事態に関する国会審議を求める請願に、反対する立場で討論に参加します。

請願は緊急時における憲法の在り方について、議論を促進することを求めるものです。緊急事態条項は、自民党改憲案4項目の一つであり、この請願は憲法改正を促進することを目的とするものと解されます。自民党は2012年4月、日本国憲法改正草案をまとめました。改正案第99条は、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる。第3項は、何人も、国その他公の機関の指示に従わなければならないとあります。緊急事態条項は、立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し、行政府への権力の集中と強化を図って、国家、政権の危機を乗り切ろうとするものです。立憲主義と民主主義、国民の人権を破壊する大きな危険を持つものと言わざるを得ません。これが第1に反対する理由です。

第2の理由は、現在の日本国憲法に緊急事態条項が設けられていないのは、戦前の痛苦の反省によるものだという事です。終戦直後の憲法制定議会で金森徳次郎憲法担当大臣は、緊急権は必要ないと明確に述べています。金森大臣は、緊急勅令は行政当局者にとりましては実に重宝なものであるが、国民の意思のある期間、有力に無視し得る制度であると強調しています。

日本国憲法は、二度と戦争をしてはならないという決意から、軍事的緊急事態と国民の人権制約を想定していません。世界史的にみても、ドイツにおけるナチスの独裁は、緊急事態条項、緊急権を利用して多数の国会議員を逮捕し、国会を機能停止に陥らせ、全権委任法の制定で首相ヒトラーに権力を集中させ、第二次世界大戦に突入してきました。緊急事態条項の目的が自然災害等を口実に、戦争できる国づくりの一環であることを指摘しないわけにはいきません。

反対理由の3点目は、戦争、内乱、大規模自然災害、パンデミックなどの対応については既に十分な法律が整備されており、憲法に緊急事態条項を置く必要性はないことです。大規模な自然災害が発生し、国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態

を布告し、生活必需物資等の授受の制限、価格統制を決定できるほか、必要に応じて地方公共団体等への指示ができるなど、内閣総理大臣への権限集中の規定があります。また、防衛大臣が災害時に部隊を派遣できる規定や、都道府県知事や市町村長の強制権など、国民住民の権利を一定範囲で制限する規定も設けられています。東日本大震災のような大規模自然災害は、憲法の緊急事態条項創設の理由にはなりません。

第4に、緊急事態に対しては、平素から対応を考え準備しておくことが最も重要だということ強調したいと思います。新型コロナウイルス感染症について言えば、この間、保健所を半分に減らし、国や地方の衛生研究機関の予算と体制を後退させ、自国でワクチンを作る体制さえ崩してきました。医療費亡国論が喧伝され、病院と病床数の削減が医療崩壊を招きました。日本の食料自給率は37%、下がる一方です。エネルギーと食料の自給率を高める努力をしないで、何が経済安全保障でしょうか。

ロシアのウクライナ侵略を目の当たりにして、日本が攻められたらどうするという議論があります。戦争は外交の失敗の結果です。ウクライナ危機から学ぶべき最大の教訓は、力対力、軍事対軍事ではなく、紛争を戦争にしない外交です。力対力では、平和はつくれません。戦争を起こさないために、憲法第9条を生かした外交の努力こそ政府の役割、政治の責任、責務であることを強調したいと思います。

繰り返しになりますが、緊急時に国民の命と暮らし、国の主権を守るために今必要なのは、憲法議論と憲法改正ではありません。平素からの備え、その準備に万全を期すことです。政府がこの間、無駄だといって削減してきたものの中にこそ、緊急時に必要な準備があります。そこを正す議論こそ必要であることを強く主張して、反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。発議第5号 緊急事態に関する国会審議を……

○議長 すみません。発議ではないです。

○清塚武敏君 すみません。ごめんなさい。緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします……

○議長 違いますね、ちょっと……

○清塚武敏君 すみません。請願です。

○議長 はい。

○清塚武敏君 請願について、賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染症よりもさらに毒性の強いウイルスの蔓延や、大地震、今後30年以内に高い確率で発生すると予想される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震そして火山の大噴火、大津波などの自然災害、連続テロ、さらにクーデターや諸外国からの武力攻撃など、国が危機にさらされる国家的な緊急時、国と国民の生命を守るため、国が施策と法整備を、さらには根拠規定たる憲法について、国会が建設的議論に取り組んでいただかなければなりません。

日本は緊急時、誰が何をするかルールが憲法にない国ということです。世界で緊急事態規定のない国はほとんどありません。例を出しますと、東日本大震災のときは、あらゆる救助活動において憲法が大きな壁となっていました。被災した瓦礫は個人の所有物であり、勝手に処分すれば憲法の財産権を侵害するとか、大雪の被害の際、自衛隊は道をふさぐ自動車ですえ憲法の財産権の影響で、勝手に動かすことができず、救出活動に多大な影響が出ていました。

先ほど反対者が述べられましたナチス、ヒトラーの話が出ましたが、ドイツでは戦前の失敗を踏まえ、新しい形の緊急事態制度を採用いたしました。戦前のドイツ憲法のワイマール憲法では、大統領に強力な独裁的権限が与えられており、緊急権が乱用されてしまい、全権委任法によってナチスの独裁を許してしまいました。その反省に立って、今度は二度と行政権が暴走しないように、緊急事態においてもあくまでも議会が権限を持つようにいたしました。議会が行動できないときは、緊急時のために小議会が権限を行使しております。

今回、国会で議論されている緊急事態条項は、大きく2つに分けられております。災害などの混乱で、法律を制定したくても国会が開けなかつたり、定足数の例外、緊急命令制度を定めておくため、国会の定足数は憲法で3分の1と定められているので、法律では変更できないためです。例えば、国会議員等が大災害の場合、国会に駆けつけることができなかつた、そういうときのためを想定しております。

もう一点も、選挙を実施できない場合、任期切れで議員が不在になるのを防ぐため、特例に任期延長を認める規定です。もう一つは、国会を開けない事態に限って内閣の権限を強化する規定のことを指しております。新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵攻などで、緊急事態がより現実的に感じられてきております。

例えば、ウクライナの国会にあたる最高会議は定数450人、任期が5年だそうです。2月24日のロシアによる軍事侵攻後も、議会機能を維持しています。政府の戒厳や非常事態の布告を承認したほか、ロシア軍による損害を受けた不動産の補償に関する法律など、次々と成立をさせているということです。憲法の緊急事態の規定により、議員の任期も非常事態解除後までは延長できるという、戒厳令の導入を承認したほか、ロシア軍により破壊された不動産の補償、兵士の数を増やすための改正、戦争捕虜に関する改正など、4月10日現在までに65本以上の法律の成立や議会承認を行っているそうです。

少し長くなりましたが、緊急時には速やかに危機を克服し、国民を守るためのルールが必要だということです。国会において、憲法の在り方についても建設的かつ広範囲の議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するように強く求めるものでございます。

以上で、賛成討論といたします。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 おはようございます。請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願に関して、反対の立場で討論に参加させていただきます。ここで大事なものは、東日本大震

災とか新型コロナで今のところで何ができなかったのか。それで、これを盛り込むことによって何ができるようになって、市民の生活がよくなるのかというのが大事な議論だと思うのですけれども、今聞いている中だと、瓦礫が撤去できないとか、道が塞がれたとか、そういう話は確かにいけないとは思いますが、こういうことに関しては個別の法律で対応できるのではないのかという私の立場であります。

具体的な例を示して、もう少し市民にとってこれがよくなるのだよという議論を深めてからやらないと、緊急事態条項が必要だという感情的な部分が先に来ているような気がしていて——例えば議会が開けない状態に陥った、だから緊急事態が必要だ。では、議会が開けるようにするにはどうすればいいのかとか、そういう議論も、もっとしてもいいのではないかと思うのです。

例えば専決処分とか、緊急時に特定の権限が集中しなければいけない事態というのは多分、必要ではあると思うのです。あるけれども、それについてはマイナスもあるわけではないですか。特に例えば災害が起きたら、避難所の管理とか多様性の視点が必要ですよ。いろいろな方たちの視点が必要で、避難所は・・・されると思うのですけれども、特定の人たちに権力が集中することによってマイナスもあるしプラスもある中で、それでもこの緊急事態条項が市民にとってよくなるのだよという議論があってこそ、私たちは請願を賛成できるのかと思うので、今のところまだ議論が不十分だと思うので、今回、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

○議 長 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

○議 長 日程第3、第38号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。では、第38号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担制度につきまして、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえまして、公職選挙法施行令に規定する公営単価が改正されたことから、この単価を準用しています選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正したいものでございます。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。第4条第2号アの改正です。自動車を借入する場合の上限金額で、1日当たり1万5,800円を1万6,100円とするもの。

同号イ、3ページ下から4ページにかけてです。4ページの上のほうにお願いします。自動車に供給した燃料代の期間の上限金額で、1日当たり7,560円を7,700円とするものです。

第8条をお願いします。第8条の改正は、市がビラの作成業者に支払う上限金額で、1枚当たり7円51銭を、7円73銭とするものです。

第11条の改正、選挙用ポスターの作成単価で、1枚当たり525円6銭を、541円31銭とするものです。

1ページに戻っていただきます。改正条例の附則です。

第1項は、施行期日で、公布の日から。

第2項は、この条例の施行の日以後、告示される選挙からの適用を定めたものでございます。

以上で、第38号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず今回、改正に踏み切った、提案されることに踏み切った関係ですが、総務省の衆議院、参議院選挙の最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに……

○議 長 議員、簡潔にお願いします。

○黒岩揺光君 総務省の参議院、衆議院選挙のこれに連動して、今回の提案になっているということで間違いはないか。まず1点目。

2点目ですけれども、南魚沼市の市長選と市議選は2年以上ございません——分からないですけれども、今のままいけば2年以上ございません。それまでに物価の変動がまた元に戻る可能性もあるので、なぜ今このタイミングでこの提案をされるのか。2つ、聞かせてください。お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目のご質問ですけれども、先ほどご説明しましたように、この条例は国の——今、議員が言われた、それらを準用するというで成り立っております。そこで、その政令が公布されましたので、令和4年4月6日付で。総理大臣名で公布されましたので、当然その準用している一部分が改正されたということで、この条例も改正するということです。

2点目ですが、2年以上選挙がない。選挙はいつ起きるか分かりませんので、今6月議会に上程させていただいたということです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 参議院選挙、衆議院選挙に向けた改正なので、参議院選挙は来月ですから、国が動くのは分かるのですけれども、確かに市議選、市長選がいつあるか分からないというのは、総務部長のおっしゃるとおりだと思いますが、現実的な話として長い間ない可能性が高いのですけれども、それでも今回の提案に踏み切った理由をもう一度よろしいですか。

前回の市議選のときに、市民からの声が市役所に届いたと思うのです。選挙カーがうるさすぎて、私の子供が寝られないみたいな苦情が来たと思うのですけれども、参議院選挙、衆議院選挙なら選挙区が広いから……

○議 長 簡潔にお願いします。

○黒岩揺光君 街宣カーの影響もそんなに大きくないと思うのですけれども、市議選の場合はたくさん街宣カーが走るの、市民への影響もさらに大きくなると思うのですが、今回の改正に向けてそういった市民の声は考慮されたのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 視点がちょっと、私どもの理解と違うかと思いますが、もともと——先ほどの繰り返しになりますが、公職選挙法施行令を準用しているというので成り立っております。それぞれの選挙前に、公費負担の制度の概要というのを候補者の皆さんにお配りしてご説明もしているかと思いますが、それによっているものです。それで、その一部が改正されましたので、今回、改正するという、先ほどの答弁のとおりです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　総務省から各自治体にこういうふうに変えてくれという要請があったわけではなくて、もちろん他の自治体では変えていないところもあるので、この機会に出していない議会も結構ありますので、南魚沼市議会に関しては総務省と連動して、今回提案するという決断されたわけではないですか、総務省から特に要請もないのに。改めて、南魚沼市以外が、他の自治体はやっていないのに、今回、提案された理由をまた教えてください。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　先ほどの答弁のとおりですが、条例は地方公共団体それぞれで決めるものですので、言われるように要請があったわけではありません。施行令が改正されましたので、それを準用している——もう最初の成り立ちがそういう条例でありますので、それを逆に改正しないのはいかがなものかというような発想もあります。繰り返しになりますが、先ほどの答弁のとおりです。

　　以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

　　異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

　　まず、原案に反対の方の討論をお願いします。

　　1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　第38号議案　南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

　　先ほど総務部長がおっしゃったように、国がこうしたから各自治体がそれに合わせなければいけないというのはなくて、各自治体は独立性があって、国がこうしているから、でもうちはこうするのだよということができる。そのために私たち議会があるわけです。確かに選挙はいつあるか分からないです。でも、現実的に考えて2年以上かかる可能性が一番高い中で、市民の生活が逼迫している中、果たして今このタイミングでこれをやる必要があるのかということでございます。2年後、物価が戻っているかもしれないですね。物価が戻ったらまた改正を出すのかということですが、私は今ここでやる話ではない。タイミングというのが一番大きな理由です。

　　2つ目ですけれども、選挙カーがそもそも必要なのかという議論もあっていいと思います……（何事か叫ぶ者あり）選挙カーを援助するという改正だと思うのですが、参議院選挙、衆議院選挙なら選挙区が広いので、住民が聞く音は、量はそんなに多くはないと思うのですが、市議選は20台以上の選挙カーがたくさん走るの、多くの住民から私のほうに苦情が来ておりました。子供の昼寝ができないとかです……（何事か叫ぶ者あり）

　　なので、新しい方が選挙に出やすくする方法は絶対必要です。新しい新人の方が選挙に出やすくする環境整備は大事だけれども、私は選挙カーとかの支援ではなくて別の方法でやってもいいのではないかと。排気ガスを出して、たくさんの音を出す必要が果たしてあるのか

という、全国的にも選挙カーを使わずに当選する議員も増えてまいりました。そういった中で、大きな音を出さずにメッセージを伝える方法がどんどん増えてきている中で、もっと子育て世代とか、昼間寝なければいけない人とか、そういった人たちに寄り添った選挙運動方法というのを、改めて考えなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

1点目、このタイミングでやる必要はないのではないかと。もしかしたら2年後、物価が変わっているかもしれない。2点目は、新しい時代が来る中で、果たして選挙カーというのがベストな選挙運動方法なのかというのを改めて議論を深めたいと思ひまして、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第38号議案 南魚沼市議会議員及び南魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第39号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第39号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市と湯沢町における公の施設の相互利用に関する協定につきまして、施設の名称変更があったため、協定書の変更を行いたいもので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

4ページ、新旧対照表をご覧ください。相互利用対象施設のうち1か所が、令和4年3月定例会におきまして、大崎体育館条例制定により、南魚沼市研修道場から南魚沼市大崎体育館に名称が変更となったため、協定書の別表の一部を変更するものです。

3ページに戻りまして、変更協定書であります。協定締結日の日付が空欄であります。議決をいただいた後、令和4年7月1日付で変更協定を締結したいと考えております。

以上で、第39号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 39 号議案 南魚沼地域広域市町村圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 39 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 40 号議案 財産の取得について（消第 1 号 高規格救急自動車（シャシ・艀装）1 台）、日程第 6、第 41 号議案 財産の取得について（消第 3 号 小型動力ポンプ付軽積載車 9 台）、日程第 7、第 42 号議案 財産の取得について（消第 4 号 水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）1 台）、以上 3 議案を一括議題といたします。3 議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 40、41、42 号議案、消防本部に係る財産の取得案件につきまして、ご説明申し上げます。

当該 3 議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定しております、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れでありまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第 40 号議案、1 ページをご覧ください。1、取得する財産の表示は、高規格救急自動車（シャシ・艀装）1 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、2,156 万円。4、契約の相手方は、新潟市中央区、新潟トヨタ自動車株式会社であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書であります。契約期日は令和 4 年 4 月 20 日、納入期限は、令和 5 年 3 月 31 日であります。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

4 ページは、入札調書です。当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取扱いのある 7 者を指名しましたが、3 者が辞退し、4 者からの応札により、税抜き価格 1,960 万円、落札率 93.0%で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要でありまして、当市への納入実績についての記載はありませんが、平成 27 年度から平成 29 年度に計 4 台の納入実績があります。その他、県内各消防本部等への納入実績がございます。

7 ページから 16 ページまでが、高規格救急自動車（シャシ・艀装）の仕様書、17 ページか

ら 20 ページが、移動用無線電話装置等の仕様書、21 ページが、納入予定の外観図となっております。

続きまして、第 41 号議案、1 ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は、小型動力ポンプ付軽積載車、取得台数は 9 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、5,742 万円。4、契約の相手方は、柏崎市の株式会社米峰であります。

3 ページをお願いいたします。物品購入仮契約書であります。契約期日は令和 4 年 4 月 20 日、納入期限は、令和 5 年 3 月 31 日であります。これも議会の議決をもって本契約とみなします。

4 ページは、入札調書です。当市の入札参加資格者名簿に登載されまして、該当車両の取扱いのある専門業者 7 者を指名し、2 者が辞退、5 者からの応札により、税抜き価格 5,220 万円、落札率 98.3%で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要。当市への納入実績のほか、県内各消防本部等への納入実績がございます。

7 ページから仕様書、15 ページは、納入予定の外観図となっております。

続きまして、第 42 号議案、1 ページをお願いします。1、取得する財産の表示は、水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）1 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、7,260 万円。4、契約の相手方は、長岡市の船山株式会社であります。

3 ページは、物品購入仮契約書で、契約期日は令和 4 年 4 月 20 日、納入期限は、令和 5 年 3 月 31 日であります。これも議会の議決をもって本契約とみなします。

4 ページは、入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、該当車両の取扱いのある専門業者 5 者を指名しました。5 者からの応札により、税抜き価格 6,600 万円、落札率 98.3%で落札となりました。

5 ページは、契約相手方の概要で、当市への納入実績はありませんが、県内各消防本部等への納入実績がございます。

7 ページから仕様書、41 ページは、納入予定の外観図となっております。

第 40、41、42 号議案の説明は、以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 3 議案を一括して、質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 予定価格ですけれども、どうやって……

○議 長 第何号議案。

○黒岩揺光君 全部一括で。第 41 号から第 42 号一括で。南魚沼市が予定価格を決める際に、どうやって決めているのかと。他の自治体と同じものをどれぐらいで落札しているのかと、例えば第 40 号議案では落札している会社って、令和 3 年度に 8 台同じ物を納入しているとおっしゃいましたけれども、この 8 台は平均どれぐらいで落札されているのかと、そういうのは調べた上で予定価格を決められているのかどうかお知らせください。

2点目ですけれども、南魚沼市物品入札参加資格審査規程、平成22年11月1日の告示された規程がございますが、これを読む限りいまいちちょっとよく分からなくて、指名競争入札のプロセスが分からなくて、南魚沼市に物品を出したいという業者がいたら、まず申請するではないですか。申請した業者がたくさんいる中から、何を基準にこの7者を指名すると決めているのか。納入実績とか、ほかの自治体に同じものを納入したとか、そういったものを考慮されて指名する業者を決めているのか。どうやって7者とか6者とかの指名をする業者を決めているのか。そのプロセスを教えてください。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 1点目の予定価格に関してであります。予定価格につきましては、非常にこれは秘密といえますか、開札までしっかりと管理して守らなければいけないものでありますので、あまり細かいところというのは予定価格の事前公表につながるというような推測もできますので、あまり細かくは申しませんが、予定価格につきましては当然、参考見積を取ったり、それぞれ取引事例、現在の状況等をいろいろと考慮しながら、設定しているところでございます。

指名の関係であります。こちらにつきましては当市に参加資格申込書——いといろと品目等ありますが、そちらのほうに登録してある指名業者の中から、物による取扱いをしているのか、実績があるのか、そういったところを考慮して、指名審査委員会のほうで判断してやっているとございます。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 長 議長を通してから発言してください。

黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第40号議案で落札した会社は、令和3年度に8台、同じ物を他の自治体に納入しているが、これについて平均価格は把握しているのかどうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 他市への納入実績があるかどうかというところは確認しますが、他市の、今言われたような内容については、確認はしておりません。

以上です。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 では、予定価格に関しては、高度な情報であることからあまり細かく発表していないけれども、取引した実績を見て決めているということですから、第40号議案ですが、私が調べたところ令和2年6月に、新潟市は1,439万円で落札しております。2年前なので価格が多少変動するのは仕方ないのかと思いますけれども、こういったものに関してどこまで調べられて予定価格を決められているのかと思ひまして。

2つ目の質問、第41号議案ですけれども、小型動力ポンプ付軽積載車9台一括で購入されていますが、1台平均にすると590万円になります。令和2年は南魚沼市、同じ物を購入さ

れていると思いますが、1台平均515万円でした。魚沼市は令和元年に1台同じ物を購入されていまして、470万円で購入されております。ここ三、四年でここまで価格が上がるのかという、もしここだけ予定価格が上がる要因とかあったら教えてください。

第42号議案いきます。第42号議案は、全く同じ時期です——令和4年4月21日、今回の契約日と全く1日しか違わないときに、埼玉県の入間東部地区事務組合東消防署富士見分署で、同じ物が落札されています。落札価格5,660万円です。約1,000万円の差があるのですが、予定価格も同じぐらい差がございます。予定価格は入間のほうは税込みで6,090万円です。ですので、埼玉県と新潟県ではちょっと事情が違うのかもしれないですが、1,000万円ぐらいの差がありますので、改めて予定価格がどういうふうに決められているのかというのをもし、分かる範囲で教えていただけたら幸いです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最初の新潟市との比較と言われたかと思いますが、第40号議案の物品につきまして、艀装という括弧書きで確かあるかと思いますが、それら、言ってみれば仕様書が全く同じかどうか、そこら辺までは分かりませんが、その取扱い——うちの消防本部のほうの内容、取扱いと違うことも考えられます。いろいろな要因があるかと思うので、その辺が同じ価格になるとはちょっと考えてはおりません。

私からは以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 価格の違いですけれども、これは私、よその仕様書を承知しておりませんので、あくまで推測ですけれども、仕様の内容がそれなりに違っていると。それが価格差に出ているものと考えております。

以上です。

○議 長 全部一括で今の話だと思いますが……（「41号は」と叫ぶ者あり）全部仕様のという意味だと思います。ほかの自治体のことを言われても、今、手元にあるわけではありませんので、物が全部同じかというのは、ちょっと今すぐ出るとは思いません。もし、数字やそういうことを聞くのであれば、前もってということを確認今議会では言ったと思うのですが……（何事か叫ぶ者あり）議論にここではそういうふうになりませんので。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 財政課長がおっしゃったように、とても高度な情報ですので、もちろんやる前には公表できるものではないですけれども、もう既に終わった後でしたら、それなりに公表してもいいのかと思うので、ちょっと難しいと思うのですが、南魚沼市の予定価格が全部高いのです。私の調べた限り、どこの自治体よりも結構高いのです。

なので、消防長がおっしゃるとおり、確かに仕様書が変われば、変わるというのは分かるのです。寒冷地だし四輪駆動かもしれないし、分かるのです——言っているのは分かるのですけれども、その部分も説明してもらったほうが丁寧かなと思ったので、もう少しちょっと——1,000万円ぐらいも価格が変わったりすることなので、そういうことが全国的に

もあるならこちらでも理解できるのですけれども、そういうことがどれぐらいあるのか。どうやってその——取引した実績で予定価格を決めていると言うのですけれども、取引した実績というのは何を見て決めているのか。もうちょっと教えられる範囲で教えてもらえると助かるのですけれども。

○議 長 議員、全てが多分、ほかとの比べということは、さっきも言ったように用途が違うし、仕様が違うわけですので、今言ったことが自分も分かっているから、多分そう言っていると思うのですけれども。答弁がありますでしょうか。

財政課長。

○財政課長 予定価格につきましては、やはり積算——積み上げですとか、そのことについては秘密にするというような強い法令もあります。ですので、このところの予定価格の——価格自体は事後公表という形でしておりますが、そのプロセス、経過についてはお伝えすることはできません。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 第40号議案、高規格救急車の取得に関してです。高規格救急車を取得する際は、大災害が起きたときの緊急消防援助隊に出すか出さないかによって、補助金が出るか出ないかというのがあると思うのですけれども、今回この取得に関して補助金を使って緊急消防援助隊に出す予定の車両なのか。あと、緊急消防援助隊に今現在、出した場合、出す台数が規模によって違うのでしょうかけれども、残すことができる車両の台数、そのバランスはどうなっていますか。

○議 長 消防長。

○消防長 この車ですけれども、大和分署に配置しておりまして、緊急消防援助隊に登録している車両でございます。ですので、緊急消防援助隊登録車両としての補助はいただけますが、緊急防災・減災事業債も使えるということですので、こちらのほうがはるかに有利ということで、今回はこちらを使わせていただくということになっております。

それから、緊急消防援助隊に出す車両ですけれども、私も緊急消防援助隊登録車両、全部で5台有していますが、基本的に一度に出せるのは2台までだろうと考えています。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野晶君 第40、41、42号議案全部関わるのですけれども、例えばこれ中を見ると補償についていろいろ書いてあるわけです。でも読むと、補償の中身というのは、結局は同じことを言っているのだらうと思うのですけれども、これの3つごとについていろいろ違うわけです。こういうのは、やはり市として統一というかしたほうが——要は担当によって補償の受け取り方が違うというふうにとられると、いろいろ厄介になるし、私はこの補償というところが書いていないところもある。その他の中に入っていたりする案件もあったりするので、補償についてはもっと明確にしたほうが、後々あれではないかと。壊れたときのことは、

どちらが責任を取るのだというのを明確にしたほうがいいのかというのが1点と。

それこそ、この3件、1者は市内に事業所があるところだけでも、あとはほかのところでも、なかなかここからでは従業員が通っているかと言えば、そういうところでもないわけです。私はやはり市内の今の状況を見ていると、なるべく市内業者が落札できるように、私は正直、安ければ安い点はいいと思うけれども、同時に例えば200万円ぐらいの違い——5,000万円で200万円の違いぐらいだったら、私は例えば市内の業者とか、あと市内に住んでいる人が通っているような会社に落札してほしいという、私はそういう思いもあります。

本当に私、難しいことを言っているかもしれないですけども、何でこれを言うかというところ、今、技術者がいない、整備士がいないとかいって、市内のこういう業者さんもひいひい言っているところがあるわけです。そういうものの育成も兼ねていかないとますます——例えば機械が増やせないというのだからこれからあるかもしれないし、整備はみんな市外になっていく可能性もあるわけですから。

これだって産業だと思うので——非常に難しいことを言っているかもしれないですけども、どうやれば市内や市内から通っている人たちが、市内に住んでいる人が勤めているような会社が落札できるかというの、どうやって安くやれば、そして安くできるかというのを考えていくのも、今の行政ではないのかと思うのですが、その2点についてお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目の補償の関係です。それぞれの仕様書のところで、今回物も違いますので、補償内容も微妙にといいますか、仕様書内容も微妙に違うということであれですけども。議員おっしゃるとおり、何かがあったときに分かりやすさ、あるいは責任の範囲、その辺を明確にというのはおっしゃるとおりだと思いますので、今後それらをちょっと検討したいと思います。

それから、2点目の市内業者が落札、あるいは働いている人がというところ。基本、市民の皆さんから頂いた税金によってもろもろ物品を購入するわけですので、それが基本ではあると思うのですが、こういった特殊車両について市内の業者さんに例えば特定してしまうと、議員もおっしゃったようにメカニックに限られることから、なかなか落札に応じられないといえますか、そういうことも出てこようかと思えます。

先ほどの議員の方の答弁で、財政課長が申し上げたように、入札の希望ですか、3年に1回、希望を取ってその表を作って、そこから指名ということになるのですが、その辺は非常に難しいところでもあります。ある程度、限ってしまうと競争原理も働かない、あるいはメカニックのいないところを指名というようなどころも出てくる。落札に至らないという不調になってしまうことも考えられますので、議員おっしゃることはよく分かりますので、そういったバランスを考えながら、よりよい入札の結果になるように今後も検討していきたいと思えます。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1点目の補償のところは、分かりました。分かりやすくしていくのは、みんなのため、職員を守るためにもなるわけですし、財源を守るためにもなると思うので、そこは思います。

2番目の市内業者に関しては、本当に難しいところはあると思います。ただ、変な話、5,000万円で200万円違うぐらいだったら——こういう考えをすると私も怒られるかもしれないですけども、市内業者に——それによって1人例えば雇用ができるのだったら、それはそれでいいのではないかという思いもあるのです。本当に難しい点もあるけれども、市内業者が落札できるか、あとはとことん安さを追求するか。

変な話、全然、市に関係のないところが落札するぐらいだったら、市から、それだったら一番安くでは買える方法はどうするのだと、もっと入札範囲を広げるというのも一つの手かもしれないです。ただ、整備ができなくなるとか、沖縄の人が落札したら整備にえらいお金がかかるとかなってしまう点もあるけれども、本当に難しい点もあるけれども、その難しいところを考えていかなければ、地域の雇用をつくっていけないので、そういうのも考えていただければと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほど、上程理由のところでご説明しましたように、取得の方法は指名競争入札であります。究極、議員が言われることを突き詰めていきますと、指名競争入札ではなくていいのではないかということにもちょっと聞こえてしまうところですが、先ほどの答弁のとおり指名については慎重にといたしますか、そういったところが配慮できるのであれば、組み入れながらというところで答弁させていただきます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議……声を出していただけますか。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第40号議案から第42号議案についての質問をさせていただきます。それで、第42号議案の物品購入仮契約書には6万円の印紙が貼ってあります。第40号議案、第41号議案の仮契約書には印紙がない。第43号議案から第45号議案にかけても印紙が貼っていない。3期目の議員になってこんなことを聞くのは大変どうかと迷ってもみたのですけれども、情報共有のために一度だけ聞いてこうと。

これは毎年のことのようにこういう類いの仮契約書に印紙の貼ってあるものと貼ってないものが出てくる。この一貫性のなさはどういうことなのかと。例えば、貼ってもいいし貼ってなくてもいいという性質のものなのか、あるいは貼っていないものはこの後貼るとかというような流れになるのか。この一貫性のなさについて印紙税法に基づく説明をお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ご質問の印紙の関係であります。今回この後の議案も含めまして、第42号議案こちらのほうに印紙が貼ってあるという状況は、私どもも承知しております。それで印紙

税法に基づくもので、とりあえず印紙というものは項目が幾つかに分かれているわけですが、請負にあたるものということで2号文書というのがありまして、そちらの分につきましては請負というので、仕事の完成を約束し、注文の報酬を支払う契約のことを指すということになっております。ただ、こちらに関しては、市のほうで指示をするということではなくて、契約の内容が請負というところにあたるのかどうかという判断で、事業所のほうが判断しているというところになります。

その後、指導等については税務署のほうの判断になってきますが、そういう解釈のもとで印紙税法に基づいて、事業所のほうが負担して請負に関する契約ではないかということで、事業所のほうが判断してつけているものと理解しています。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 ちょっと今日の朝、過去の年度のものを調べてみました。私が見た限りで申し上げますと、船山株式会社のもので過去においても印紙が貼ってあったと。ほかの入札結果のものについては、印紙が貼ってないと。この業者にだけ限ってこういうことが続いているのは、もうちょっと納得のいくような説明があればお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるように、貼ってある、貼っていない、業者によってということですが、先ほど財政課長が答弁しましたように、印紙税法の関係は私どもに——こういったらあれですけれども、指導する権限がないといえますか、ただ、議員がおっしゃるとおり、同じような案件で貼っている、貼っていないの違いはどういうものかという疑義が生じるのは、まさにそのとおりでありますので、権限に及ばない範囲ですけれども、印紙が貼ってありませんよというような、指導には至らないところのお伝えはできるかと思っておりますので、今後はそのように対応していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 今の答弁を聞くと、では、船山株式会社の皆さんに、今後は印紙を貼らなくてもいいですよという、そういう言い方もできるのでしょうか。安い印紙ではありませんので、相手の自由だといえばそれまでなのでしょうか。その辺について、答弁のようなものがあつたらお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 当然、我々は行政でありますので、法の順守というのがあります。ただ、先ほど言いましたように、指導的な権限といえますか、そういうものが付与されていない法律の範疇なものですから、その辺は貼る方向といえますか、印紙税法にのっとってくださいという言い方であればできるかと思っておりますので、貼らなくていいなどということは、我々行政では言えません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 10 時 55 分といたします。

〔午前 10 時 38 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 54 分〕

○議 長 第 40 号議案 財産の取得について（消第 1 号 高規格救急自動車（シャシ・艀装）1 台）に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 40 号議案 財産の取得について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどの質疑でもありましたように、令和 2 年 6 月 11 日、新潟市が高規格救急自動車（シャシ・艀装）を 1,439 万円で契約しております。さらに、令和 2 年 7 月 2 日——ほとんど同じ時期ですね。同じものを 1,447 万円で契約しております。この契約業者ですけれども、今回の南魚沼市が 1,960 万円で落札した業者と同じ業者でございます。この 2 年間で価格が上がったり、新潟市と南魚沼市という条件が違ったにせよ、これだけの価格差があるということに関して、私はちょっと理解ができませんので、もう少し予定価格を決める基準に関して開示していただけると、さらに正確な判断ができるのかと思います。

どの自治体がどの価格で買っているかというのは、既に公表されていますので、同じものなのか違うものなのか、違うものだったら、何で私たちはもっと違うもので安くできないのかとか、そういったものに説明があるといいのかなと思いましたので、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第 40 号議案 財産の取得について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の財産取得に関しては、基本的に南魚沼市が必要であるものを、必要な機能を付け加えた上で仕様書を作り、その仕様書に基づき見積りを求め、その先で入札を行い、落札者を決定したというプロセスと、なぜほかの自治体が幾らであるか、ではどんな仕様なのかというところの比較は特に必要なく、南魚沼市に必要なものを造ってもらうという観点から、この財産に関しては取得すべきものだとは私は理解しています。

それなので、この議案に関してはそのような議論を進めるべきであり、価格が幾らであるかということの議論ではないと思います。市民にとって必要な機能は何なのか、この議論が

正しい議論だと私は信じております。よって、財産の取得に関して、私は賛成の立場で討論に参加しました。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第40号議案 財産の取得について（消第1号 高規格救急自動車（シャシ・艀装）1台）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第41号議案 財産の取得について（消第3号 小型動力ポンプ付軽積載車9台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第41号議案 財産の取得について（消第3号 小型動力ポンプ付軽積載車9台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第42号議案 財産の取得について（消第4号 水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）1台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第42号議案 財産の取得について（消第4号 水槽付消防ポンプ自動車（水一Ⅱ型）1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 42 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 43 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）、日程第 9、第 44 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m級）1 台）、日程第 10、第 45 号議案 財産の取得について（建備第 3 号 小形除雪車（1.3m級）1 台）、以上 3 議案を一括議題といたします。3 議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 43、44、45 号議案、建設課に係る財産の取得案件につきまして、ご説明申し上げます。

当該 3 案件も、先ほどと同じに予定価格 2,000 万円以上の財産取得にあたりまして、議会の議決をお願いするものであります。

まず、第 43 号議案、1 ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.6m級）1 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、4,950 万円。4、契約の相手方は、魚沼市、有限会社小出自動車工業であります。

3 ページは物品購入仮契約書。契約期日は令和 4 年 4 月 26 日、納入期限は令和 4 年 11 月 10 日であります。議会の議決をもって本契約とみなします。

4 ページは入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、市内または湯沢町に本社または営業所を有し、降雪期にロータリ除雪車等の整備修繕の対応が可能な 4 者を指名し、1 者が辞退、3 者からの応札がありましたが、落札に至りませんでした。

南魚沼市財務規則第 129 条第 3 項第 8 号、及び南魚沼市請負工事の入札及び契約等に関する基準第 4 条により、最終最低入札額と予定価格との差が 10%を超えておりませんでしたので、最終最低入札額を提示した業者より見積書を徴し、随意契約を締結いたしました。契約額は税抜き価格 4,500 万円、予定価格に対しまして 98.7%で契約となっております。

5 ページは契約相手方の概要で、近年の当市への納入実績は、平成 30 年度、及び令和 2 年度に 1 台ずつとなっております。魚沼市への納入実績もございます。

7 ページから仕様書、12 ページがオプション装備、13 ページが特記仕様書、14 ページは、納入予定の外観図となっております。

続きまして、第 44 号議案、1 ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は、ロータリ除雪車（2.6m級）1 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、4,983 万円。4、契約の相手方は、湯沢町、株式会社上原自動車工業であります。

3 ページは物品購入仮契約書で、契約期日は令和 4 年 4 月 25 日、納入期限は、令和 4 年 11 月 10 日であります。議会の議決をもって本契約とみなします。

4 ページは入札調書で、前議案と同じく、4 者を指名いたしました。1 者が辞退し、3 者からの応札により、税抜き価格 4,530 万円、落札率 99.3%で落札となりました。

5 ページは契約相手方の概要で、当市への納入実績はありませんが、整備、修理等の受注実績は多数あります。

7 ページから仕様書、12 ページがオプション装備、13 ページが特記仕様書、14 ページは、納入予定の外観図となっております。

続きまして、第 45 号議案、1 ページをお願いします。1、取得する財産の表示は、小形除雪車 (1.3m級) 1 台。2、取得の方法は、指名競争入札。3、取得金額は、2,310 万円。4、契約の相手方は、魚沼市、有限会社小出自動車工業であります。

3 ページは物品購入仮契約書で、契約期日は令和 4 年 4 月 26 日、納入期限は令和 4 年 11 月 10 日であります。議会の議決をもって本契約とみなします。

4 ページは入札調書で、前議案と同じく 4 者を指名いたしました。1 者が辞退し、3 者からの応札がありましたが、落札に至りませんでした。第 43 号議案と同じく、最終最低入札額を提示した業者より見積書を徴し、随意契約を締結いたしました。契約額は税抜き価格 2,100 万円、予定価格に対しまして 98.7%で契約となっております。

5 ページは契約相手方の概要で、近年の当市への納入実績は、平成 30 年度、及び令和 2 年度に 1 台ずつ。魚沼市への納入実績もごございます。

7 ページから仕様書、12 ページがオプション装備、13 ページが特記仕様書、14 ページは、納入予定の外観図となっております。

以上、第 43、44、45 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 3 議案を一括して、質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点目。第 43 号議案と第 44 号議案のロータリ除雪車の仕様書ですが、これは全く同じものではないではないですか。仕様書が H T R 3 0 8 A ともう一つのほうは Y D S - N R 6 B で。これはこちら側からこの特定の物を欲しいから入札をかけているのか、もうちょっと一般的に 2.6m級のこの機能を備えたものが欲しいとあって、各業者がうちならこのタイプならこの額で出せるよと出しているのか、そのプロセスを教えてください。入札のときに、特定のタイプをこちらから指名しているのか、もうちょっと一般的にこういうのが欲しいと言って、それならこれはどうだと各業者が言ってきているのか、そのプロセスを 1 点目。

2 点目ですけれども、第 44 号議案の落札された業者は、納入実績がないのですけれども、それでも指名に選ばれた理由というか、ほかにも納入実績がある業者が全くいなかったのか、いたけれども彼らを選ばれなかったのか——市内の業者でもないのか。なので、納入実績がないのに指名に選ばれたのか教えてください。

3 点目ですけれども……その 2 点でお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の仕様書の図についてですけれども、入札時点では仕様書には図はついておりません。これは参考までに、納入後に契約後にこれを入れるという業者が参考までにいただいた図面でございます。それを分かりやすいように添付しているということでございます。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2点目の指名業者の関係であります。こちらにつきましては入札参加資格登録者の中から、除雪車のメンテナンス及び除雪機の対応が可能な業者を選定しています。納入実績がないということではありますが、そういった観点の中からやっています。

また、去年はメーカー代理店ということで3者指名していた状況がありますが、その中で技術者等が不在となり対応できない、指名ができないということもありましたので、指名をする業者を増やすという意味からも、メンテナンス及び降雪期の対応が可能な業者ということで加えたものであります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そうすると、今、建設部長の話では、特定のタイプをこちらが言っているわけではなくて、2.6m級でこういうのですと言って、各業者がではうちはこういうタイプならこれと言ってやっているわけ、そういうことですね。

そうすると、一つちょっと疑問がわいてきまして、第44号議案で落札された業者——4,530万円で落札された業者ですけれども、この業者は第43号議案でも入札されています。ただ、入札額が4,660万円です。全くこちらから指定したタイプを指名したら、額が変わるのは何となく理解ができるのですけれども、一般的にこの辺りが欲しいと言って、同じ業者が同じ日に再入札をかけて、4,530万円と4,660万円、130万円の差が出るというのは、これは業者に聞かなければ分からないことですが、これについて何かこういうことが普段からあるのなら、もし分かったら教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 応札者の方々の考えによりますので、何とも言いようのないところですが、以前にも昨年度も同様な入札案件があったときのやり取りの答弁ですと、その業者さんが2つは取れないけれども、1つは頑張るとか、そういったことがあるのではないのでしょうかというような予想的な答弁をしていたところがあります。まさにそのとおりだと思います。応札者側のいろいろな考えがあって、同じ内容であっても違うというところがあるかと思えますので、答弁についてはそのぐらいです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第43号議案の再入札日は4月25日とありますけれども、最初の入札の額

を提示したのは、同じ日でいいですか。それだけ最後に。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりで、同じ日であります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 43 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 43 号議案 財産の取得について（建備第 1 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 44 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 財産の取得について（建備第 2 号 ロータリ除雪車（2.6m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 45 号議案 財産の取得について（建備第 3 号 小形除雪車（1.3m 級）1 台）に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 財産の取得について（建備第 3 号 小形除雪車（1.3m 級）1 台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 47 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 47 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

大字塩沢財産区においては、令和 3 年 6 月 30 日に任期満了となった委員の後任が選任されず、1 人欠員の状況が続いておりましたが、このたび、同財産区から新たな委員の選出の報告がなされたところであります。つきましては、議案書記載の高橋正和さんを選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

任期につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定により、令和 4 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 4 年間となります。よろしくご審議をいただき、同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 12、第 48 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第 13、第 49 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上 2 議案を一括議題といたします。2 議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 48 号議案、また第 49 号議案、続けて提案理由を説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

人権擁護委員の候補者の推薦であります。提案理由を申し上げます。人権擁護委員の小島敏行さんは、令和4年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、人権擁護委員の候補者として人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するにあたりまして、議会のご意見をお伺いするものであります。

小島さんは、平成27年度から公民館浦佐分館分館長として2期4年間、また平成31年4月からは浦佐地域づくり協議会、浦佐公民館館長として活躍されております。また、人権擁護委員として1期3年間ご尽力いただいております。また、人格、見識ともに優れた方でありま

す。
なお、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

続きまして、第49号議案、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。3期9年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただきました廣田芳克さんが、令和4年9月30日付で任期満了により退任されます。

廣田さんの後任として池田みね子さんを、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

池田さんは、長い行政事務経験を有し、南魚沼市役所退職後は魚沼基幹病院で看護補助として活躍されるなど、人格、見識ともに優れた方でありま

す。
なお、任期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 2議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第48号議案及び第49号議案は人事案件でありますので討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第48号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 続いて、第49号議案の採決を行います。第49号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 14、第 50 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 50 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、先日、建設予定地の決定について報告させていただきました新ごみ処理施設整備事業につきまして、速やかに基本計画等の策定へと事業を進める予算として計上させていただいたものであります。

歳出の 4 款 3 項清掃費の広域ごみ処理施設建設事業費に、循環型社会形成推進地域計画、及び施設の基本計画策定のため、計画策定業務委託料として合わせて 1,000 万円を新規に計上し、14 款予備費から同額を減額するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額に変更はなく、330 億 8,011 万 2,000 円であります。よろしくご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 点だけ。前回、大和で同じく事業策定業務をしたときは、700 万円ぐらいだったと思うのですが、恐らくその当時と——ちょっと時代が二、三年違うというだけだと思うのですが、環境性能とか様々なことを言われ出した頃だと思しますので、その辺り 300 万円の差がどのようなもの差になるのかだけ教えてください。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 今、議員がご質問のところは、地域計画の部分だと思っておりますけれども、700 万円というのはちょっと私どもの中ではちょっと違うかなと思っております。今までの工程の中で積み上げてきておりますので、かなり金額が落ちているということで、150 万円ほどで今回いけるのではないかとということで、見積りを取っておりますので、当時は二百何十万円だったと思うのですが、その分、積み上げてきたということで下がっております。

それから、その中で今回プラスチックごみの新たな分別といいますか、国のほうの方針も出ておりますので、新たにその辺の組立てといいますか——もしていかなければいけないという部分で、若干、業務とすると上乘せの部分がありますけれども、当時 700 万円というのはなかったということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　こちらのほうの業務委託でありますけれども、コンサルのほうに委託をするのでありましょうけれども、大型プロジェクトでもありますので、私はこういうような委託をする前に新プロジェクトチームです。特に財政課のほうの考えが大きく関わってくるものでありますから、先進地を見てもほぼそうであります。専門家であったり財政課であったり、そういったことも入れた新プロジェクトチームを先に立ち上げて、その中からこういうような工程をつくってコンサルに委託していくという方向を取るべきではないか。そこをお伺いします。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　私どもの仕事の進め方——今まで時間も十分にいただいている中で、こういったプロセスをとって、地域計画を提出して基本計画をつくってというところの流れ。あとは財政計画等については具体的な場所が今まであれでしたので、これからまた細かいところについては、財政当局などとも密に連絡しながら進めていくところではありますが、予定どおりコンサル委託をしながら進めていきたいという当方の考えのもとで進めております。特に、新プロジェクトチームを今どうこうという考えは、今は持っておりません。

○議　　長　　5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　一つだけちょっとお聞かせください。これは計画策定業務ということで、例えばこういうのは国の補助事業対象みたいなのがあるのかどうなのか。それと、例えば今急いでいますので、事務的にちょっとそういういとまがないので、これでやるのか。それとも後ほど、そういった補助事業対象になれば、また補正といいますか、そういう格好になってくるのか。その辺のところ、ちょっとシステムをお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長　　新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長　地域計画に関しましては、国の交付金を申請するための計画となりますので、これをもってこれが認定された場合に、この後の整備に関わる経費について交付金の対象になるということになります。

ただし、今回時間もちょっとかかっているというところで、本来であれば今年、地域計画、来年度、基本計画という流れで、基本計画からできれば補助の対象といいますか、交付金の対象になれば一番いいのですけれども、そうなりますとまた1年先送りになってしまうということで、ちょっと並行してといいますか、地域計画をつくりながら基本計画のほうにも着手をしていくということで、その部分は対象にならないという可能性があるということですが、それよりも実を取って前に進めること、1年でも早く前に進めることを、できれば選んで進めてまいりたいということでございます。

以上です。

○議　　長　　1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　計画策定業務委託料の具体的な中身というか、どの業者にどういった形で委託を決めて、随意契約なのか。その委託業者に1,000万円が全部いって、委託業者が1,000万円を——人件費なのか調査で使う、何に使って12月までに国に上げるものが出来上がって

くるのか。そのプロセスを——この1,000万円がどういうふうについて、何が出来上がってくるのか、そのプロセスを教えてください。プロセスと委託の決め方と業者の名前を教えてください。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 地域計画のほうは先ほど申し上げましたように、国の交付金を得る申請のために必要な計画ということで、私どものほうとしては以前の計画の中である程度、積み上げがあるということで若干、当初よりも安い金額であります但しその中で進めたいと、150万円程度踏んでいるのですけれども。1つの業者が循環型を推進するための基本事項でありますとか、計画期間、基本的な方向、資源化ですとか、そういうものの内容を国のほうへ上げるための計画をつくるということになります。それについては今までの経過がありますので、随契で何とかさせていただければと思います。

それから基本計画のほうは、今度、長期展望のもとにごみ処理に関わる効率性ですとか経済性、技術的な面も含めまして安定性ですとか、災害への対応なども考慮して、本市の焼却施設がもっとも適切な施設になるようにということで、基本的な部分を——方針でありますとか事項を定めるというような内容になりまして、これにつきましてはちょっと高額になりますし、大きな——1年以上もしかするとかかるのですけれども、そういう大きな計画になりますので、入札によりまして業者を決めたいということになります。

以上です。

〔「業者の名前」と叫ぶ者あり〕

○議 長 業者はさっき言いましたよね。随契でやりたいと答弁していますけれども……（何事か叫ぶ者あり）今、名前を聞いて——まだ決まっていなくても……随契と言ったわけなので。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、多分これは地域計画の部分に入ると思うのですけれども、循環型社会形成推進交付金を受けるための計画です。それと併せて基本計画ということなのですけれども。ただ、社会厚生委員会のときの説明ですと、循環型社会形成推進交付金というのは、熱エネルギーの10%以上回収することを条件に、補助対象の事業費の3分の1が補助というような説明があったと思うのです。

一緒に進めるということなのですけれども、まだ補助対象がどのぐらいになるのか、基本計画ができていないとそれも出てこないと思うのです。そこの出てきていない部分をもって、そして補助金を申請するというのは、どうも私の中ではちょっと難しいことをやろうとしているのかなという気もするのですけれども。そこら辺の計画性というかスケジュール的なところは大丈夫なのか、もう一回ちょっと確認したいのですけれども。

○議 長 新ごみ処理施設整備室長。

○新ごみ処理施設整備室長 議員のおっしゃるように、計画前段があつて次の段階へという部分もあろうかと思えます。ただし、地域計画のところは詳細な計画ではありませんで、

方針ですとか、内容については若干まだ——緩いものといっちはちょっと変ですけども。そこまでの細かな内容ではないということで、我々市のほうでどういう方針でこの施設を進めていくか、それをもって国のほうが、これであればいいということでお認めいただくということになります。

それから、この計画自体は5年という一応期限がありますので、5年間の中で——基本計画を策定した後になりますけれども、修正、更新が可能になっておりますので、内容が変更になる場合にはまた改めて変更点を出しまして、申請をするというような流れになっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第50号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。この条例改正は、定例会初日の全員協議会で、内容をご説明さしあげたものであります。前回、平成29年の全部改正から5年を経過し、最近の地盤沈下の推移を踏まえて、現在、課題として捉えている事項について、一部見直しを行うものです。

これに至る経過として、地下水対策委員会への諮問、パブリックコメントの実施、そのご意見に基づく修正や社会厚生委員会への報告、さらに成案について再度、地下水対策委員会への諮問などの過程を経まして、先日、全員協議会に協議をお願いしたものであります。次の冬に向けての申請が今後本格化してまいりますので、早期に対応したく、定例会最終日に追加で上程させていただいたものです。

改正の内容は、全員協議会でご説明さしあげたとおりであり、主に2点であります。1点目は、井戸の掘り替え、揚水機の交換において、現在は既設の井戸と同一の規格での更新を

一律には認めておらず、改めて許可水量等の算出を行い、それに適合した井戸の設置を許可しているものですが、それにより既設の井戸規格よりも小さい井戸しか許可できない場合があります、このことで事業の継続や安全な生活に支障が生じる可能性があることから、掘り替えや交換に限り、一定の条件の下、既設の井戸規格と同等の規模の更新を容認できるようにしたいということ。

もう一点は、これについてパブリックコメントを行った際にご意見をいただいた、許可水量に対する揚水機の口径及びケーシング口径の基準について、再度検証を行い、実情に即した見直しを行いたいというものです。

それでは、条文等の改正内容について、新旧対照表でご説明を申し上げます。5ページをお開きください。第10条は許可の基準を定めているもので、新たに第2項として、井戸の掘り替え、揚水機交換の場合の特例規定を定めるものです。本文では、次に掲げる要件に該当する場合は、前項の原則的な許可基準にかかわらず、各号に定める基準とすることができるとして、特例規定を定めます。

第1号は、住宅用の掘り替えの場合で、井戸の設置本数が1本、ストレーナーの位置、及び間欠機能付き降雪検知器の設置という条件を満たす場合には、アとして揚水機の口径は既設の口径以下、イとしてケーシングの口径は揚水機の口径に適合する口径以下、とするもの。第2号は、事業所用の掘り替えの場合で、ストレーナーの位置、及び間欠機能付き降雪検知器の設置、という条件を満たす場合には、アとして設置本数は既設の本数以下、イとして揚水機の口径は既設の口径以下、括弧書きは、複数本の井戸を集約する場合には、水量の合計に適合する口径とするもの。

6ページのほうに移ります。ウとしましてケーシングの口径は揚水機の口径に適合する口径以下、とするものです。

第3号は住宅用の揚水機交換の場合、続く第4号は事業所用の揚水機交換の場合として、それぞれ、井戸の本数やストレーナーの位置、間欠機能付き降雪検知器などの条件を満たせば、揚水機の吐出口径やケーシング口径は、既設の口径まで可とする規定です。

第5号は、現行条例の別表第4の備考欄に規定していた特例ですが、整理として改めて第5号をここに起こして、備考欄は削るとするものです。

続く第3項、第4項は、この第2項の規定の追加による項の繰下げになります。

7ページに移りまして、別表第3の改正は、許可水量の区分ごとに、対応する揚水機の吐出口径とケーシング口径の見直しで、市内で主に使用される揚水機メーカーの仕様書等の精査や実際の工事等での支障の状況などから、より実情に即した値に見直しを行うものです。

7ページの下の方から8ページにかけて、別表第4はそのケーシング口径の見直しによる修正と字句の修正、先ほど第10条第2項第5号に規定したことによる備考欄の削除になります。

8ページに移りまして、別表第5は、同じく口径の見直しによる修正等と、ここの備考欄の内容は新たな第3号、第4号に含まれたことから、ここからは削るとする内容です。別表

第6もケーシング口径の見直しに伴う修正等です。

3ページに戻っていただき、改正条例の附則です。施行期日を令和4年7月1日からとしたいものです。

条文等、改正内容については以上であります。

続きまして、全員協議会でご意見などをいただいた項目のうち、ポイントになるだろうという2点について、改めて対応方針などをご説明さしあげます。

まず、申請手続などの関係です。全員協議会あるいは社会厚生委員会でのご意見では、何よりも緊急時の対応であるとか、また、担当課の働き方なども考えた合理化といった側面、反対には基準に合わない施工や虚偽の申請に対する罰則の強化、といった様々な観点からご意見をいただき、許可制から一部届出制の採用なども含めた、総じては手続の見直し、簡素化に関するご意見を多くいただきました。

この点につきましては、やはり地盤沈下という難しい課題を持つ当市の規制条例であり、地盤沈下の進行にはなお警戒が必要であるということから、基本的にはこれまでどおり申請、許可といった許可制は維持していきたい。ただ、今回、同規模の交換などを可とすることなども踏まえて、簡素化できるところはそのようにしていきたい、と答弁させていただきました。

具体的には、申請書類の面での検討、また、状況に応じて連絡を取り合いながらということにはなりますが、申請を事後的に受付処理することなど。あるいは検査の方法ですとか、写真の活用などです。これら、特に待ってられない至急の時を想定した対応というのは、現在でも行っているところもありますので、ここで少し現在の実際の対応状況なども紹介したいと思います。

まず、通常の一般的な許可申請については、申請からおおむね1週間程度の期間を審査、決裁等にかかる期間としていただいております、1週間程度です。しかし、どうしても急ぎであるなどのご希望によっては、優先して審査等を進め、翌日、あるいは最短では当日といった処理ができるよう、可能な限り期間の短縮に努めております。

また、これは冬の間、冬期間のみの対応ではありましたが、シーズン中には、故障など至急のときに備えて、担当者が土日でも連絡を取れるようにし、登録事業者からの電話連絡を受けると、その施工内容などを聴取して、基準に照らし、電話で施工の承認をしておりました。同様に、現場の完了検査にも土日でも出ておりました。

さらに、この年末年始には大雪の予報が出されておりましたが、特に故障時に緊急的なポンプ交換ができるよう、希望のあった登録事業者に対して、事後の承認が可能な内容を事前に連絡し、それに沿って事前の承認なく登録事業者が施工した後に、後日、申請、確認、写真提出により検査といった運用も行っておりました。実際、年末年始にはこれにより6件の施工実績があったところであり、一番大事な部分である、申請者にとっての利便、できるだけ不利益にならないような体制は、なんとか確保できていたものと考えております。

今後も適正な審査、確認体制は維持しながら、職員の勤務環境なども考慮して、さらに合

理化を進める検討を行います。特に、最もご心配のありました、真冬の雪が降り続けているときなどの、いわゆる緊急時を念頭に置いた対応については、以前から対応もしていましたが、申請者の生活や財産への被害防止を優先に、さらにスムーズな対応ができるよう、精査、検討してまいります。

大きなもう一点、消雪面積の算定、許可水量の件であります。例えば住宅で広い敷地があるなどの場合に、それを消すのに十分な水が出せないといった声があるといった件です。これにつきましては、2つの側面がありまして、一つには、消雪面積の算定の関係、もう一つは算定した水量とそれに対応するポンプの関係です。後者のほうの水量とポンプの対応につきましては、今回、別表第3を改正することにより、これまでよりもやや余裕ができることとなります。

では、前者のほうの、特に広い屋敷などの消雪面積の算定方法についてですが、これについては、地盤沈下区域はもちろん、その他区域においても、できるだけ不要な取水を防止して過度な地下水位低下を抑制し、なるべく多くの皆さんが地下水を利用できる環境としたいということから、基本的には、一概に希望する面積の全てを希望どおりとするような許可にはしない条例としているものであり、ご理解をいただきたいと思っております。

消雪面積の算定は、建物面積に一定の係数を掛けた面積を基準とする算定に加え、木戸が長いなど真に消雪の必要のある面積については、それを加算することができるよう、現在の条例でも規定しているところです。しかしながら、その基準の適用についてが、「申請してもなかなか認められない」とか、「職員によって対応が異なる」などのご意見をいただきました。特に後段の職員の対応については、そのようなことがあってはならないものと考えておりますが、加算できる制度について、明確な基準が難しいということもあって、こちらも課題として感じておりました。

これについては、一律の条件とか算定式で求められるものではないということから、改めて条例中にその細かな基準を定めることは非常に難しいと考えております。そこでその対応策としては、運用基準をできるだけ具体的に明確化して設けることとして、そして、その運用基準を職員が共有して、適正化を図っていくこととしたいというふうに考えております。さらに、可能な範囲でそれを公表するなどして、公平な地下水利用、円滑な事務執行につなげていくことを検討しております。

また、2点目の消雪面積と許可水量の算定に関連して、全員協議会でのご質問のうち、既設の井戸から掘り替え等で小さくなったケースというのがどのくらいあったかというご質問をいただきました。その場ではお答えができず大変申し訳ありませんでした。これについて改めて調査をいたしましたところ、前回、平成29年の条例改正後の5年間で、これまで掘り替えで48件、揚水機の交換で60件、これについて既存よりも口径が小さくなったというものがあります。これは、掘り替えと交換の5年間の申請総件数912件のうち、合わせて108件という結果であります。

ただ、この中には、土地利用が変わった、土地利用の変更によりそもそも消雪面積が減っ

たものですか、既設の井戸が大きすぎて電気料がかかるので困るといった理由から、申請者のお考えによって小さくしたというものも一部は含まれております。ですが、大部分は、前回の条例改正後の、現在の基準に沿って小さくしていただいたというものになります。

そこで、それにより小さくなった方に対する考え方でありまして、これにつきましては、まず原則としては、そのときどき有効に施行されていた条例の規定に基づくものでありますので、今回の改正によって、特段、市のほうから何かをするということではないと考えております。

あとは設置者のほうから、希望すれば以前の大きさに戻せるのかという考えがあるかと思っております。これについては、直接ストレートに戻せるという表現にはならないものとは考えております。

ただし、もしそういったご要望があるとするのならば、それは設置者のほうでその他の面積といいますか、どうしても消雪する必要がある面積というのが今現在あるのだということだと思いますので、先ほどの運用基準に照らしたり、改めて必要な面積としてそれが算入できるのか否か、また、新たな別表第3の水量と口径の基準に照らして、現在よりも一つ大きな規格になれるのかどうかといった審査はさせていただきたいと思っております。そういった審査を経て、結果的に以前と同じサイズというふうになるかどうかはちょっと分かりませんが、そうした過程は経させていただきたいと考えております。

よって、小さく許可されてしまったと考えているものが、必ず以前のものに戻せるということではないと考えておりますが、逆にその反対に、算出の結果としては以前と同じ大きさにまた変えることができるということはあるかと考えております。その辺りも整理してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、主にご意見をいただいた大きく2つの点について、繰り返しになりますが、手続等の見直しの関係については、規制条例であることから申請、許可制というものを維持することを基本としながらも、特に真冬の緊急時等を念頭に、より柔軟な対応が取れるよう、運用のルールを整備していきます、ということ。

また、消雪面積とか必要水量の算定においては、今回、許可水量に対応する吐出口径の見直しを行うことから、これまでより若干余裕ができることに加えて、木戸等を含む真に必要なとする消雪面積という考え方については、運用基準を明確化し、できるだけ明文化、明確化を図って、適切な運用を確保していくこと。これらを合わせて行うことをもって、今回、全面改正から5年を経過した時点での条例の一部改正としたいものです。

全員協議会の資料でお示ししたとおり、今後も引き続き地盤沈下の状況に注意していくものでありまして、場合によっては、逆に制限を強くする必要があるかもしれない、という基本的認識は必要と考えております。利便性や簡素化だけを考えた方向での改正には至れない状況にあります。これら様々な状況をご理解いただいた中で、現時点での見直しとしてお諮りをするものです。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう

お願い申し上げます。

○議 長 審議の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

[午前11時53分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時19分]

○議 長 第51号議案に対する質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2点ほどお願いしたいと思います。一つはこの条例が5年間たって改正ということで、理由として事業の継続ですとか、安全な生活の確保ということがうたってありますけれども、具体的に事業の継続が困難——例えば、どのような把握しておられる事例があったり、安全な生活云々で、どのような場合があるのか。その辺を少し具体的に教えていただければと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私どもが考えている具体的な例としましては、特に重点区域内で複数井戸を持っている事業者の皆さんという方が少なからずいらっしゃいます。その方々が故障、不調等である井戸がおかしくなってしまったというときに、今の現在の規定ですと、重点区域内は1本と規定しております。その関係で例えば2本目、3本目持っているのが、どんなに不調だろうと、それをどうこうすることが全くできないというのが今の条例のつくりになっておりますので、そうしますと本来の消雪ができないことによって、その現在の場所での事業の継続が困難になるという表現でございます。

安全な生活という面につきましては、これは具体化するの少し難しいので、私どももどのくらいの想定があるのかというのは分かっておりませんが、住宅の面積とその一回りというのは消雪面積としてカウントしておりますが、もしも以前からの井戸をある建物の形でお使いの方が、それが壊れて、今の規定に沿った形にすると、例えば屋根消雪とかに頼っていたものが、それができなくなって出入りとかが不能になるとか、建物が損壊するとか、そういったような事例がもしもあるとすれば、それは救わなければならないだろうというような視点でございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、今具体的にこれこれこうがあったということではなくて、今後の状況に対応していくということのようですが。

それともう一点。重点区域、重点区域以外も含めて、既存の井戸はその範囲で今度は認めるということになると思うのですが、例えば事業であれば、今事業創発拠点もつくって南魚沼市は起業、創業を一生懸命進めているわけです。

既存の事業者と新規参入のところに、何か一定の壁ができてしまうのではないかというよ

うな、少しその辺が心配です。事業ですから、新規参入も含めて公平に創業、競争もできるように、その辺の土台をきちんと確保してやるといいますか、それもまた市の行政の中での一つの務めだと思うのです。少しこれを見ると、既存の方の事業継続、そこは担保するけれども、新規がなかなか今度は入りにくいというか、そんなイメージがあるのですが、その辺の対応といえますか、対応とか進め方、考え方、それらについて少しお聞きしたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 この件につきましては、私どもでも非常に内部で協議をいたしました、全員協議会のほうでもご説明を申し上げました。この件をやることによって、既存の方と新規の方には必ず差が生じます。そのことについては分かった上で、ただ、既存の方の事業継続と、そういった今までの継続ができないことの不利益のほうを優先して取ったという形にしておりますので、そういったところが生じることは分かった上でそれを行っているという形ですので、ご了解いただきたいと思えます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。それも想定の中での改正ということで伺いましたが、例えば重点区域の内外も含めて、新規で今度創業する方、それらへの逆に今後の配慮みたいなものがあるのかどうなのか。その辺も少しお聞きしたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 配慮という表現の中には非常に幅が広がるかと思えますが、この条例の中では想定しておりません。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、私も2点お伺いいたします。5ページの条文が出ていますのでけれども、私は全員協議会とき、もしかして聞いたかもしれないのですが、当分の間というところがあるのです。当分の間の考え方といえますか、それをどういうふうなのか少し、重ねて聞くことになるかもしれませんが、もう一回お願いいたします。

もう一点が、あまり簡潔にお聞きしづらいので少しお時間をいただくことになるかもしれませんが、昭和50年からのデータが市のホームページか何かに出ています。それを積算していったら、今日までの46年間で1メートル42センチメートルぐらい、最大値を積み重ねると、同じ場所ではないですが、私の肩ぐらいまでは沈下したということになっているのです。それを一、二年間にすると3センチメートルです。

それで、その中で六日町で平成6年に、六日町一部地域で新規の掘削ができないことになって、それまでの間の20年間、昭和50年から20年間は836ミリメートル沈んでいるのです。これは1年間で41ミリメートル。その後の平成25年までの20年間は520ミリメートルぐらいですかね。1年間に26ミリメートル減っているのです。その後、今まで5年間で56ミリメートル、1年間で1センチメートルぐらいです。

これは地盤沈下が終わったということではなくて、この間努力して、揚げる水の量を減らしながら努力して、こういう状態を私は保っていると思うのです。これは吸い上げるのと、そして一冬終わって復元するこのバランスといいますか、そういうのによって少し減っているけれども、これが保っていると思うのです。そして、今これから条例改正して、以前よりもいっぱい、新規の井戸も増えましたのでくみ上げるのです。それでここでまた少しくみ上げを緩和すると、またくみ上げてしまうなんていう、そういう心配があるのです。

ただ、地盤沈下というのは終わりません。簡単に終わらないので、新型コロナと同じで、地盤沈下とこれから私は共存していかなければならないという思いがあるのです。ですので、ある程度、生活のためにくみ上げる方向に行くのはいいのですけれども、それに見合った節水とか、そういう面をこれから特にまた配慮しないと、うまくいかという思いがあるのです。

今回条例改正に伴って、今まで以上に節水とかくみ上げといいますか、揚水量を一定に保つといいますか、そこら辺どういう節水の配慮を考えているのか、結論から言えばそこですけれども、2点をお伺いしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目の当分の間につきましては、これは全員協議会でもご説明をさしあげましたとおり、次のまた視点が加わったとき、地盤沈下がこれから増えていくのか、あるいはさらに落ち着いた状況を見せるのか、こういったことを次に判断する機会、これはいつになるか分かりませんが、そういった状況による次のターニングポイントが来るまでという意味での当分の間であります。

2点目。これからは地盤沈下との共存——今までもそうだったかと思えますけれども、それに見合った節水が大事ということです。それにつきましては、平成29年の改正条例から間欠式降雪検知器の普及を目指しております。こちらのほう、今はまだ十分、全てがもちろんついていてはなりません、ごく一部でありますので、これからもそういったことを続けていく。そして今同時に、これからまたやっていかななくてはいけないのは——もうついていっている方もいらっしゃいます。その適切な利用、活用をまたPRしていくといったことで、その井戸を皆さんで利用しながらも、節水が必要なのだという、やはりそういった広報、周知、こういったものを図っていきたいと考えております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 当分の間というのは、私が前段少し懸念したとおり、全員協議会のときに聞いたのかもしれません。大変すみませんでした。そして今、共存していかなければならない限りにおいては、節水といいますか、くみ上げるのと使うののバランスを考えていかなければ、節水しなればならないという話をさせてもらいました。そして答弁いただきました。そのとおりだと思うのです。

ただ、先ほど言いましたように、平成29年の緩和で重点地域といっても、新規が大分増えているのです。今回また改正すると、さらに揚水量が上がるのが予定される。今までどお

りの降雪検知器、これからの普及もまだあるのでしようけれども、それだけではなくて、もうちょっとこういう時代ですので、IT化というか、そういう部分。

そして、またその監視体制も、人的に人が回っているのだと思うのですけれども、そこら辺のやり方もきちんと監視しながら、そういうふうな揚水量を抑えるといいますか、そういうところの努力をやりながらというものがないと、先が見えませんか。そして地下の中で急激な改善が行われるというのも、なかなか考えられないので、そこら辺のもう少し新たな監視体制といいますか、調整の仕方みたいなものを考えていることがあったら教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今時点で、いいアイデアをお示しすることがちょっとできません。

○議 長 18番・牧野昌君。

○牧野 昌君 私は非常にいい改正だという思いがあるのですけれども、例えば、市内の食品会社とかで井戸を使っている方たちというのはいろのかどうか。また、そういう人たちがいたときに、どういうふうにしていくのかというのを、少し確認だけしたいです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今のお問合せが食品というお話でしたので、例えば飲用とか、そういう口に入るという意味でのことなのかがあれですけれども、それがその口に入る意味での水をお使いなのか、はたまた例えば容器の洗浄ですとか、そういったこともありますので、そういったところでも——ちょっとすみません。答えは今すぐできませんけれども、そういった業者さんはもちろんいらっしゃるかと思います。そういった井戸であれば、産業用井戸という分類の中でまた対応しております。ちょっとどんなあれだったかが……。

○議 長 ほかに。

質疑を終わることに……

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 平成29年の改正のときに、ある程度こういう問題が起こるだろうということとは予想できていたのかと思うのです。5年前に改正されるときは、こういう人たちが出てくるかなとは予想されて、どういう対策を考えていたのか、もしあればお聞かせください。

2点目です。全員協議会のときに、私が水で消す以外の方法といった財政シミュレーションみたいなものがあるのか聞いたときに、部長が、既に困っている業者数社に、こういう改正する予定があるということをお知らせしているため、緊急性があることだとおっしゃっていましたが、そのお知らせされている数社というのは何社ぐらいあって、実際今回この改正に踏み切る契機となったのは、この事業者さんたちが市役所のほうに要請してきたからなのかどうかをお聞かせください。

3点目です。水で消すというのに頼っていくということは分かるのですけれども、いろいろな雪の消し方——全員協議会でも聞いたのですけれども、全員協議会で聞かなかった部分があって、改正してからの5年間、長期的な目で見ても、パブリックコメントでもありましたけ

れども、雪を消す方法、いろいろな方法があって、いろいろな水以外の方法をどれだけ市役所として模索されてきたのかというのを聞かせてください。

パブリックコメントでも、井戸規制を解除するのではなくて、除雪費の補助を予算化してはどうかというコメントもありました。高齢者世帯については、除雪費用の補助はされていますけれども、とても限定的なものに思えまして、特にこの5年間でこれが拡大されていたというのも私は知らないのです、もしその5年間で水以外の方法で雪を消す方法を、市民にいろいろなオプションを市としてどういうふうにされてきたのか、もしあればお聞かせください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目。平成29年の改正の時点から想像、予想できたのではないかといいお問合せでございます。これは予想できております。そういったことも踏まえての平成29年改正であったと認識しております。

2点目。私のほうで、業者さんのほうにこういった改正の予定があるとお知らせしたと、何社であったかということでもあります。担当課のほうへ窓口等でこれから井戸を掘りたいというような申請を持ってこられた、あるいは相談にこられた業者さんに、今こういうことも、改正の計画をしているというようなこととお話ししたということで、正確に何社ということとは担当課も分かっておりませんが、数社程度ということでご了解いただきたいかと思えます。

3番目。雪を消す方法は様々あるがという内容でございます。これにつきましては、今お話しなのは5年間ということですので、5年間につきましては、特に新たな方法の模索、あるいはそういったことの市としての提案というのは、確かになされていないかと思えます。過去には六日町時代から遡りますと、相当いろいろの電熱線的な利用であるとかを検討して、実際に試験的な施工をした事例ですとか、そういったことはやっておりましたが、確かにここ5年間の中ではなかったかと思えます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5年前に予想はできたということですがけれども、予想ができていなければ、それに向けて何か市として、複数の井戸を持っている業者さんに対して、こうなるであろうと予想ができたなら、何か水以外での方法というのを考えられなかったのかというのが1点目と。

2点目、5年間特に新たな模索はしていないということですがけれども、例えば一般住宅であれば、周りに結構敷地がある場合は水を揚げるよりも、屋根を自然落下式にするのを補助するとか、ケース・バイ・ケースだと思うのです。水に頼らなければいけない人も中には絶対いるというのは分かるのですけれども、立地条件とか、いろいろな方法で水に頼らずにやってもいい住宅や事業所もあるのですけれども、そういった水に頼らない補助策というのは、私が知らないだけなのかもしれないけれども、そういったのがもしあればお知らせください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例改正時、予想ができたのであればということではありますが、予想はできましたし、それによって、それだけ地盤沈下に対して市としても警戒して、今後進めていかなければならないということで、あの時、条例を改正したものでありまして、それに市民の皆さんにはそれで負担をおかけしてしまうことになるやもしれません。実際そうなった事例もあるかと思えますけれども、そういった中で地下水に頼らない消雪に徐々に移行していったいただきたいということがあって、平成29年改正があったものと考えております。

水に頼らなくてもいい消雪方法というお話がありましたが、確かにそれはそれで——例えば敷地がある、あるいは除雪する手間がある、そういった方であれば、もちろんそういったことで節水、あるいは井戸に頼らないでいただきたいと。これはもう条例なり、市の方向でございます。市としても、ちょっとぱっと事業名が浮かんできませんが、8款のほうで住宅に対する補助事業などは備えてやっておりますので、そういった手当ても一応しております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加するものであります。

そもそも南魚沼市における地下水採取に関する条例は、地盤沈下対策として始まったものであります。地盤沈下をいかに防ぐか、このことが最も大事なのであります。そのためには総くみ上げ量をいかに減らしていくのか。このことは大事であります。このことから私は3つの点で反対をいたします。

1つ目は、平成29年全部改正時に、地盤沈下重点区域とその他区域、これを同じ規制の中に入れてしまったということでありまして。平成2年に旧六日町の時代に、国、県の科学調査によって、地盤沈下重点区域内で沈下が起きているのは、重点区域内の地下水をくみ上げているせいだ、その周辺からくみ上げているのは沈下とは関係がない、そういう報告がなされている。であるならば、5年間経過をして、やはり地盤沈下重点区域とその他区域を分けて、その他区域は平成29年より以前の、そういう規制のほうに戻すと、そう考えるべきである。それをしなかったということでありまして。

2点目は、今回の改正で、地盤沈下重点区域内のくみ上げ量はますます増えていく。したがって、沈下がそのスピードを増していく、私はそう考えております。それを何としても防がなければならない。それを防ぐような条例等になっていないということでありまして。

そして3つ目が、重点区域内での不等沈下の問題であります。これは旧六日町選出の先輩

議員からもよくよく言われていました。重点区域内での不等沈下がとても大変なことになったとき、南魚沼市はとても修復できない。これを何としても防がなければならない。そういうふうに薫陶を受けました。今回の改正で不等沈下の恐れがますます大きくなっていく。それが防げない条例改正であります。

以上、3点によりまして、この条例改正案に対しては反対をいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは、第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、南魚みらいクラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の条例改正内容については、全員協議会においても執行部より詳細にわたり丁寧な説明がありました。現状に対して規制緩和の内容であります。反対者の内容にもありましたが、規制を緩和することにより地盤沈下が進行し、関係インフラをはじめ、生活環境等に悪い影響が出た場合、取り返しがつかない懸念、また、その他の地域での新規参入と既存設備との規制緩和基準の公平性の懸念は、正直私もあります。

しかしながら、降雪量と地盤沈下のデータの相関、各委員会の意見、パブリックコメントや5年間の運用の結果を踏まえ、事業の継続や安全な生活を維持するために、重点区域、その他の区域ともに基本的に既設井戸と同等の規格で更新できる今回の改正は、規制緩和あるいは規制強化の方向性を決めるには、なおしばらく観測等を要する中、地盤沈下リスクと市民の生活を守る両面の配慮であります。

バランスの取れた最大公約的な条例改正と私は判断いたします。説明にもありましたが、懸念されている思いがけぬ井戸の故障と緊急対応、また不測の事態については、担当者が変わっても変わらぬ対応、そのためにも早期運用基準の明文化を取り組むと説明もありました。早期の明文化をお願いし、賛成といたします。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

終わります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどの賛成討論者がおっしゃったように、たくさんの説明の機会が与えられてきました。ただし、説明の量も大事ですけれども、説明の中身がより大事かと思っております。今回の鍵になるのが、平成29年の改正時の議事録には、多くの反対議員から科学的根拠という言葉がたくさん出てきておりました。科学的根拠——つまりこれまで40メートルだった規制を深くすることで、果たして地盤沈下が抑制されるのかどうかという科学的根拠。これはこの前の全員協議会でもありましたけれども、タイムラグがあるかもしれないけれども、決して深く掘ることで地盤沈下が抑制できるという確信があるものではないにもかかわらず、今回パブリックコメントで、市はより深い層から取水することで沈下の抑制が期待できると考え

ておりますと述べております。

この5年間、たくさん時間があったと思います。平成29年の改正時に多くの議員が言った科学的根拠について模索し、調べてそれを開示し、市民と一緒に考えていくという姿勢があれば、また別の結果になっていたのかと思います。

繰り返しになりますけれども、雪を消す方法は水だけではないと思います。私の家の周りにもたくさん家があって、自然落下にしている家、周りの敷地があるから水に頼らないチョイスが与えられている住民も多くおります。

そういった雪を消す方法、いろいろなオプションを考えていく中で、この事業所は水に頼らなければいけない、この人は水に頼らなければいけないと。そういう全体的な流れを踏んでいった中での改正ならまだ分かるのですけれども、その雪を消す方法の中で水ありきというか、いろいろな方法を模索して行って、できる限り節水していく、ケース・バイ・ケースに応じていくような、そういうシステムをつくっていけば、市全体で地盤沈下の抑制に取り組み、さらに住民の生活安全も保障できていくような、そういったシステムができるのではないかと思います、そういう立場で反対討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第51号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、発議第5号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第5号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について、これは請願を受けて、総務文教委員会において、出席委員全員の賛成によって採択されたことを受けての意見書の提出であります。

文言については既に請願のときにご覧になっていただいたと思いますけれども、最も大切な部分は国民的な議論を深めていただきたいという、そういうお願いであります。

以上、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 緊急事態に関する国会審議を求める議員発議への反対討論を行います。

反対理由については、緊急事態に関する国会審議を求める請願に対する討論で述べたとおりです。特に議員発議にあたって強調したいことは、大規模災害など緊急事態にはそれぞれの法律で対応できること、さらに緊急事態に対しては平素からの対応、準備が重要なのに、政府は怠ってきていることです。

大規模災害は被災者にとって、最大の緊急事態です。生活再建、とりわけ住宅の復旧、再建は切実です。平成7年、1995年に起きた阪神・淡路大震災では、被災者の強い願いにもかかわらず、政府は個人財産を理由に住宅再建への支援をついに実施しませんでした。やっと3年後の平成10年、1998年に被災者生活再建支援法が成立しましたが、当初、住宅の再建には直接使えませんでした。粘り強い運動と世論で改善が重ねられて今の制度になっていますが、制度の支援対象は住宅に被害のあった被災者の一部に過ぎず、文字どおり再建を支援するための拡充は急務です。全壊や大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊に支援対象を広げるとともに、支援金を当面500万円に引き上げること、市町村で10以上の全壊世帯などの適用条件の緩和や、国庫負担の拡充を行うことも必要です。

今、緊急事態と言っている方々は、現実に頻繁に起きている大規模自然災害、国民にとっての緊急事態に対する備え、対策に対しては後ろ向きと言わざるを得ません。緊急事態を理由に憲法を議論する必要は全くありません。今必要なのは国民の利益を守るために、憲法をどう生かして政治を行うかの議論ではないでしょうか。

現憲法やそれに基づいて、それぞれの緊急事態の法整備は既に行われています。その法律に基づき、国民の命と暮らしをどう守るかという立場で政治を行うことこそが 필요한のではないのでしょうか。この間、国が行ってきたことは全く逆です。保健所を半分に減らし、国や地方の衛生研究機関の予算と体制を後退させ、自国でワクチンを作る体制さえ壊してきました。医療費亡国論が喧伝され、病院と病床数を削減し、コロナ禍での医療崩壊を招きました。

日本の食糧自給率は37%、下がる一方です。エネルギーと食料の自給率を高める努力をしないで、何が経済安全保障でしょうか。そして、緊急時に一番リスクのある原発をなくそうともせず、従来の法体系では限界があると、緊急時における憲法の在り方の議論が必要というのは、この間の真の安全保障に対する怠慢をごまかすことでしかないと言わざるを得ません。

ロシアのウクライナ侵略を目の当たりにしています。今回の戦争の責任は上げて、国連憲章をじゅうりんしたロシアプーチン政権にあります。同時にヨーロッパでは、ソ連崩壊後、

欧州安全保障協力機構というロシアも含めたヨーロッパ全ての国々が参加する枠組みが発展し、1999年には欧州安全保障憲章をつくり、紛争の平和的解決のための主要な機関と定めました。

ところが、この機関は残念ながら生かされませんでした。力対力に陥り、戦争という結果になったのです。外交の失敗です。軍事対軍事からは平和はつくれません。憲法第9条を生かした外交の力こそ重要です。今、求められているのは、緊急事態の憲法議論ではなく、ロシアは国連憲章を守れ、ウクライナから即時撤退せよの国際世論と、憲法第9条を持つ日本がイニシアチブを発揮し、戦争終結に向け役割を果たすことです。

今回の発議を南魚沼市議会として可決することは、市議会として政府の怠慢をよしとし、容認することになります。危険な道に市民を導くことになることも併せて強調し、反対討論を終わります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、提出者として説明をいたします。

これも先ほどの発議第5号と同じく請願を受けて、総務文教委員会で出席委員全員の賛成で採択すべきという結果を受けての意見書の発議であります。

説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

〔「議長、休憩動議」「賛成」と叫ぶ者あり〕

○議 長 賛成の声がありますので、暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

〔午後2時03分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。

〔午後2時05分〕

○議 長 お手元に配付しましたとおり、黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議が、塩川裕紀君ほか6名から提出されました。本動議につきましては、議員7名で提出されておりますので、会議規則第16条の要件を満たしており、成立いたしました。

○議 長 お諮りいたします。黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議 長 暫時休憩とします。事務局は追加日程を配付願います。

〔午後2時06分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時07分]

○議 長 追加日程第1、黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、黒岩揺光君の退場を求めます。

[黒岩揺光君退場]

○議 長 提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 令和4年6月6日の第35号議案 令和4年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)の反対討論における黒岩揺光議員の発言中、地方自治法第132条に規定されている無礼な言葉、議会の品位を落とす発言がありましたので、発言の取消しを求めるものであります。

南魚沼市議会及び南魚沼市議会議員、一般企業を侮辱する内容が含まれております。これまで議長、副議長、議会運営委員会委員で再三にわたり、黒岩議員本人からの申出で、発言の取消しをお願いしてきました。しかしながら、最終的に黒岩議員は発言をこのまま残して、その責任を取っていくということでしたので、議会の品位を保つために今回動議を提出いたしました。

なお、取消しを求める部分につきましては、お手元に配付されました議事録の下線部分になります。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容は分かりましたし、状況は分かりましたけれども。動議後の取扱いですが、ここで審議して結論が出た、その後どういうことになる——本人さんにするのか。その後の処理について、ちょっと皆さんに説明してください。

○塩川裕紀君 はい。この動議は議長に宛てた提出になります……(何事か叫ぶ者あり)で、議長……。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 本人にこうなったから、どうしなさいとかするのか、もしくはそうなったのだから、そのままこうしますよということで決めるというか、議長が決めるのかという、そこら辺のところだけ認識を共通したいと思います。

○議 長 それは、私が発言させていただきます。今、動議者が、私宛ての動議の文が出ましたので、私から——これが可決されるか、否決されるかまだ分かりませんが、可決された場合は、本人に削除するか、本人の意向をまず確認しまして、従わない場合であれば、議案が可決されたのであれば、そのとおりということにしたいと考えております。

○議 長 ほかに。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。ただいまの議題の黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

○議 長 黒岩揺光君の入場を認めます。

〔黒岩揺光君入場〕

○議 長 黒岩揺光君に申し上げます。黒岩揺光議員の発言の取消しを求める動議は原案のとおり可決されました。動議可決の議会意思を尊重して、発言取消申出書を提出するよう勧告いたします。いかがでしょうか。

○黒岩揺光君 勧告に従いません。

○議 長 黒岩揺光君より、勧告に従わないというような発言がありました。黒岩揺光君に発言取消しの勧告を行ったところ、勧告に従っていただけないとのことですので、動議可決の議会意思を尊重して、議長において地方自治法第 129 条第 1 項の規定により発言の取消しを命じます。取り消す部分につきましては、会議録を調査して、議長において対処いたします。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 4 年 6 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間お疲れさまでした。

〔午後 2 時 14 分〕